

くろしお寄附講座による医師配置要綱

制 定 平成31年3月28日
最終改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）は、公的病院等（別表のとおり。以下「当該病院」という。）からの寄附により、当該病院に寄附講座を設置し、本学教員を配置することにより若手医師の指導及び不足する病院勤務医の補完を行う。

(名称)

第2条 本学に設置する寄附講座の名称は、「くろしお寄附講座」とする。

(寄附)

第3条 寄附額は、当該病院に配置する教員（以下「教員」という。）の当該病院の規程に基づく給料、期末勤勉手当、扶養手当、初任給調整手当、地域手当及び法定福利費相当額の合計額とする。

2 本学は、寄附額の中から本学の規程に基づく教員の給料、期末勤勉手当、扶養手当、初任給調整手当、地域手当及び法定福利費相当額を支出し、残額を教員の研究費に充当する。

3 本学は、公立大学法人和歌山県立医科大学における研究費の取扱いに関する規程（平成18年制定）に基づき、寄附額から10%の間接経費を徴収する。ただし、当該病院から減額の申出があり、理事長が適当と認められた場合は、減額を行う。

(期間)

第4条 教員の配置期間は、原則2年以上3年以内とする。

(教員の所属)

第5条 教員は、本学及び当該病院の職を兼務する。

2 教員は、本学において和歌山県公立学校共済組合に加入する。

3 教員には、寄附講座内の称号を付与する。

(給与、勤務時間その他の勤務条件)

第6条 教員の給料、期末勤勉手当、扶養手当、初任給調整手当及び地域手当は、本学の規程に基づき本学が支給する。

2 前項に定める手当以外の手当については、当該病院の規程に基づき当該病院が支給する。

3 教員は、当該病院における服務規律、労働時間、休日及び休暇その他の労働条件に従うものとする。

(教員の配置)

第7条 くろしお寄附講座による教員の配置は、次のとおり行うものとする。

- (1) 当該病院は、本学学長に医師配置要請を行う。
- (2) 前号の要請を受けて学長は、地域医療機関医師適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）に、医師の配置の必要性の有無について諮問する。
- (3) 前号の諮問を受けて委員会が医師配置の必要性があると学長に答申され、学長が必要と認めた場合は、教員の所属する診療科に照会を行う。
- (4) くろしお寄附講座による医師配置が決定した場合は、当該病院と当該診療科が事前協議を行う。
- (5) 本学は、和歌山県立医科大学寄附講座設置規程（平成18年制定）に基づき、手続を行う。
- (6) 当該病院は、債務負担行為を行う。

(その他)

第8条 教員の配置に必要な事務のうち、教員の身分、給与その他労働条件、発令手続及び協定に係る事務は総務課が、寄附講座に係る事務は研究推進課が、それ以外の事務については地域医療支援センターで行うものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

海南医療センター
国保野上厚生総合病院
公立那賀病院
橋本市民病院
有田市立病院
社会福祉法人恩賜財団済生会有田病院
ひだか病院
国立病院機構和歌山病院
国立病院機構南和歌山医療センター
紀南病院
公益財団法人白浜医療福祉財団白浜はまゆう病院
国保すさみ病院
紀南こころの医療センター
くしもと町立病院
新宮市立医療センター
那智勝浦町立温泉病院